（前のページより続き）


○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（同三五）　一三九
○令和四年度から令和六年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令（総務・財務一）　一四〇
○土地改良法の規定による認可地縁団体への組織変更に関する省令（総務・農林水産一）　一四〇
○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（法務・厚生労働二）　一四一
○子女教育手当の支給に関する規則の一部を改正する省令（外務七）　一四二
○外務省組織規則の一部を改正する省令（同八）　一四三
○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令（同九）　一四四
○住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令（同一〇）　一五六
○行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令の一部を改正する省令（財務五）　一五七
○歳入徴収官事務規程の一部を改正する省令（同六）　一五七
○子ども・子育て支援法に基づく拠出金等の納付手続の特例に関する省令の一部を改正する省令（同七）　一五九
○歳入歳出外の国庫内移換に関する規則及び債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令（同八）　一六一
○財務省組織規則の一部を改正する省令（同九）　一六二
○財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則及び財政融資資金出納及び計算整理規則の一部を改正する省令（同一〇）　一六七
○エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令（同一一）　一七二
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一）　一七四
○私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令（文部科学一五）　一七五
○大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令（同一六）　一七六
○エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令（同一七）　一八〇
○学校教育法施行規則の一部を改正する省令（同一八）　一八一
○学校教育法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経過措置に関する省令（同一九）　一八三
○重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則の一部を改正する省令（同二〇）　一八三
○視能訓練士学校養成所指定規則の一部を改正する省令（文部科学・厚生労働三）　一八三
○義肢装具士学校養成所指定規則の一部を改正する省令（同四）　一八五
○介護保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働四六）　一八七
○エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令（同四七）　一九六
○こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（同四八）　一九八
○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令（同四九）　二三四
○労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（同五〇）　二三八
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令（同五一）　二三一
○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令（同五二）　二三二
○職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（同五三）　二三三
○医療法施行規則の一部を改正する省令（同五四）　二三六
○生活保護法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令（同五五）　二三〇
○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同五六）　二三七
○生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令（同五七）　二三八
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同五八）　二四四
○児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（同五九）　二四五
○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同六〇）　二四五
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同六一）　二四五
○雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（同六二）　二四七
○独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働・農林水産一）　四六